

【別紙6】

## 日立市スポーツ少年団本部大会出場等助成金交付要項

1 この要項は、日立市スポーツ少年団本部規約第15条に基づき、スポーツ少年団の団員、指導者が市外で行われる競技大会、研修会等に参加する際に要する経費（以下「助成金」という）に関することを定める。

2 助成金は、次の場合に交付する。

- (1) スポーツ少年団が主催または共催する競技大会に団員（引率指導者1名を含む）が出場する場合。
- (2) スポーツ少年団が主催または共催する研修会等に団員（引率指導者がいる場合はそれを含む）が参加する場合。
- (3) スポーツ少年団が主催または共催する研修会等に指導者が参加する場合。
- (4) 指導者が認定育成員の資格取得、更新の講習会に参加する場合。
- (5) その他、本部長が特に認めた場合。

※「指導者」・「団員」とは、市区町村スポーツ少年団・都道府県スポーツ少年団・日本スポーツ少年団が定める登録料を納め、登録手続きを完了した者とする。

3 助成金は、次の区分により交付する。

- (1) スポーツ少年団が主催または共催する競技大会に団員（引率指導者1名を含む）が出場する場合の助成金は、次のとおりとする。

※様式第7号-1を用いて大会終了後30日以内に申請、報告をすること

区分	基準額	基準額	交付額
	地区予選有り(※1)	地区予選無し(※2)	
県大会	1,000円	500円	基準額×人数
関東大会	3,000円	1,500円	

※1 助成金交付申請の際に、地区予選の結果を添付すること。

選抜チームの場合、選考試合等を実施しての出場であれば、地区予選を経て出場の場合の助成金と同額を交付する。（監督又は指導者1名を含む。）

※2 自由参加および参加人数に制限が無い競技大会に出場の場合には、地区予選無しで出場の場合の助成金を交付する。

※3 日立市内で開催される県大会・関東大会は交付対象外とする。

全国大会出場の場合は、日立市の日立市スポーツ全国大会等出場祝金支給要綱に基づき助成金が交付される。

(2) スポーツ少年団が主催または共催する研修会等に団員（引率指導者がいる場合はそれを含む）が参加する場合の助成金は次のとおりとする。

※様式第7号-2を用いて大会終了後30日以内に申請、報告をすること

開催場所	基準額	交付額
茨城県内	2,000円	基準額×人数
茨城県以外の関東地区 (山梨県を含む)	6,000円	
上記以外の道府県	20,000円	

※1 日立市内で開催される研修会等は交付対象外とする。

※2 主催者等が参加経費を全額負担する場合は交付対象外となるが、半額負担などの場合は主催者等の負担額と同額で、基準額を超えない額とする。

※3 講演会が単独で実施される場合への参加は交付対象外とする。

(3) スポーツ少年団が主催または共催する研修会等に指導者が参加する場合の助成金は次のとおりとする。

※様式第7号-3を用いて大会終了後30日以内に申請、報告をすること

開催場所	基準額	宿泊を伴う場合	交付額
茨城県内	3,000円	基準額プラス 5,000円 (1泊あたり)	×人数
茨城県以外の関東地区 (山梨県を含む)	6,000円	基準額プラス 5,000円 (1泊あたり)	
東北・信越・中部 関西・中国・四国	10,000円	基準額プラス 5,000円 (1泊あたり)	
北海道・九州・沖縄	20,000円	基準額プラス 5,000円 (1泊あたり)	

※1 日立市内で開催される研修会等は交付対象外とする。

※2 宿泊を伴う場合とは、開催要項に宿泊の記載がない場合であっても、参加者が宿泊をして研修会等を受講した場合をいう。

※3 宿泊に係る助成を受ける場合は、宿泊したことが確認できる書類（領収書等）を添付すること。

※4 宿泊が複数日にわたる場合は、宿泊1泊ごとに5,000円を加算するものとする。

※5 前泊については、研修会等の開始時間等の都合により前日からの宿泊が必要

と認められる場合に限り、宿泊日数に含めるものとする。

※6 講演会が単独で実施される場合への参加は交付対象外とする。

4 助成金は、次の場合には交付しない。

(1) 招待試合の場合。

(2) 指導者協議会に所属を希望しない指導者が、JSP0 公認コーチングリーダー又はスタートコーチ（ジュニア・ユース）の資格を取得又は更新する場合。

(3) 大会終了後、30日以内に申請、報告を行わなかった場合。

5 競技大会等（研修会等）に出場（参加）する者が交付を受けようとする場合は、種目、単位団の代表者又は監督をもって別紙様式により、当該大会等が終了後30日以内に申請・報告書を提出するものとする。

助成金は、申請・報告書の提出後に交付することとする。

#### 附則

1 この要項は、平成8年4月1日から施行する。

2 この要項は、平成12年4月1日から施行する。

3 この要項は、平成15年4月25日から施行する。

4 この要項は、平成17年4月28日から施行する。

5 この要項は、令和3年4月21日から施行する。

6 この要項は、令和7年4月22日から適用する。

7 この要項は、令和8年4月24日から適用する。